

四日市市告示第89号

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月12日

四日市市長 森智広

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市商店等魅力発信事業費補助金交付要綱（平成27年告示第139号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業についてでは、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業についてでは、なお従前の例による。</p>

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

（商工農水部商工課）